

低入札価格調査基準価格及び最低制限基準価格の 計算式の改正について

1 概要

県が発注する公共工事の入札及び契約の適正化を推進するため、令和4年（2022年）3月見直しの中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、低入札価格調査基準価格及び最低制限基準価格の計算式を見直します。

2 改正内容

1) 低入札価格調査制度における低入札価格調査基準の計算式の見直し

【改正後】

計算式：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

範囲：予定価格の75%～92%

【現行】

計算式：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×55%

範囲：予定価格の75%～92%

2) 最低制限価格制度における最低制限基準価格の計算式の見直し

【改正後】

計算式：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

範囲：予定価格の75%～92%

【現行】

計算式：直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×55%

範囲：予定価格の75%～92%

3 改正要領

「熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領」

「熊本県建設工事低入札価格調査実施要領」

4 施行日

令和4年（2022年）4月1日以降に公告・指名通知を行う入札から適用する。